

## **[事案 2021-254] 新契約無効請求**

・令和4年6月8日 裁定終了

### **<事案の概要>**

募集人の説明不十分を理由に、契約の無効を求めて申立てのあったもの。

### **<申立人の主張>**

平成28年7月に銀行を募集代理店として契約した一時払変額個人年金保険について、以下等の理由により、契約を無効にして、既払込保険料を返還してほしい。

- (1)募集人から、保険関係費用を毎年支払う必要があることの説明は受けなかった。
- (2)設計書に記載されている運用実績ごとの試算例表が分かりづらく、募集人から詳細な説明は受けなかった。

### **<保険会社の主張>**

以下等の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1)募集人は、パンフレット・設計書等により、保険関係費用について説明している。
- (2)設計書の試算例表には、保険関係費用等を差し引いた後の数値であるとの注記があり、また、契約から10年間経過後に年金原資として一時払保険料と同額が最低保証されることが記載されている。

### **<裁定の概要>**

#### **1. 裁定手続**

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、契約時の状況等を把握するため、申立人および募集人に対して事情聴取を行った。

#### **2. 裁定結果**

上記手続の結果、募集人の説明不十分は認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。